

# 行田羽生資源環境組合監査委員条例

令和4年4月1日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めるものとする。

(補助職員)

第2条 監査委員の事務を補助させるため事務補助職員を置く。

(定期監査)

第3条 監査委員は、法第199条第4項の監査を行うときは、その都度期日を指定し、その期日の10日前までに、その旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

(行政監査、随時監査、補助団体等の監査及び公金の収納等の監査)

第4条 監査委員は、法第199条第2項及び第5項の規定による監査並びに同条第7項及び第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめその期日の7日前までに、その旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

(請求又は要求による監査)

第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項及び第243条の2の2第3項に規定する監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。

(例月出納検査)

第6条 法第235条の2第1項の例日は、22日とする。ただし、その日が行田羽生資源環境組合の休日を定める条例（令和4年条例第1号）第2条第1項の組合の休日である場合、その他やむを得ない理由があるときは、変更することができる。

(決算、証書類等の審査)

第7条 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査

に付されたときは、30日以内に意見を付けて管理者に提出しなければならない。

(公表)

第8条 監査に関する公表は、行田羽生資源環境組合公告式条例（令和4年条例第2号）第2条第2項の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。